

重要

令和2年6月29日

薬局開設者・管理者 各位

一般社団法人岐阜県薬剤師会
会長 日比野 靖

新型コロナウイルスの感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いに係る、薬剤の配送料に係る国費支援について（その2）

平素より本会事業にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、4月30日に成立した令和2年度補正予算において、新型コロナウイルス感染症患者等への支援として、「電話や情報通信機器による服薬指導等を行った患者に対して薬局が薬剤を配送等する費用を支援する」ための費用が措置されました。

これを受け、「薬局における薬剤交付支援事業」が実施されており、5月分の集計が終了したところでございます。

この度、厚生労働省より請求にあたり、新たな連絡がございましたので、ご案内いたします。以下をご確認の上、お間違いの無いようお手続きください。

記

「薬局における薬剤交付支援事業」への請求について

【請求用エクセルファイルについて】

1. 必ず、岐阜県薬剤師会ホームページに掲載されております請求書（報告書）様式「別紙 電話等による服薬指導等及び配送などの実施状況一覧」をダウンロードしてご利用ください。※必ず岐阜県薬剤師会HPよりダウンロードしてください
2. 各月ごとに新たなエクセルファイルでご報告ください。
※累積とご案内しておりましたが、変更となりました
3. エクセルファイル内の「シート」(Sheet1) の名称の変更及び追加は**厳禁**
4. エクセルファイル名は10桁の保険薬局コードでご報告ください。
214 + 保険薬局コード（例：2140000000）※「21」：県コード、「4」：点数区分コード

【請求方法について】

- ①事業概要、報告様式及び報告方法等を確認の上、請求書（報告書）を作成。
※事業概要、報告様式及び報告方法等は岐阜県薬剤師会ホームページに掲載しています
- ②インターネットにて報告する ※薬剤師会HP及び以下より報告
<https://ws.formzu.net/fgen/S26551118/>
- ③重複してのご請求は**厳禁**です。※必要な場合は事務局へご連絡ください
TEL058-260-8800



【その他】

薬剤交付支援の対象となる場合は、是非この制度をご利用ください。

- 当月請求分は、翌月1日～10日にフォームよりご報告ください ■
- 本事業は、岐阜県薬剤師会の会員・非会員問わず補助の対象です ■